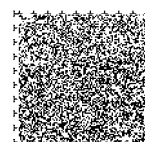


桜丘二丁目西地区 地区街づくり計画

快適で魅力とうるおいのある街づくりをめざして



整備の目標

地区のプロムナードの整備、緑の保全育成などを通して、良好な住まいと環境づくりをすすめていきます。

良好な住まい住環境づくり

「住宅地区」

現在の低層住宅を基本に、「街づくり協定」による宅地の細分化の防止を図り、魅力とうるおいのある住環境づくりをめざします。

プロムナード沿道では、壁面後退、沿道の街なみづくりが必要です。

「商業地区」

看板のデザインの工夫、周辺と調和した統一感のある建物などにより、活気ある親しみやすい買い物空間づくりをめざします。

プロムナード沿道では、一階部分の壁面後退、沿道の街なみづくりが必要です。

道づくり

壁面後退により主要プロムナードは6m、サブプロムナードは5mの空間を確保し、歩行者優先の安全で快適なプロムナードづくりをめざします。さらに、プロムナード沿道は街なみ形成を図り、道路と沿道の一体的な環境づくりをすすめます。

緑づくり

街なみに考慮した塀づくりや生垣化により、地区の緑化を図りながら、現在ある緑の保全をめざします。

- 《凡例》
- ・住宅地区
 - ・商業地区
 - ・主要プロムナード（6m）
現況道路中心から3mの壁面後退（門塀・垣柵等も後退）⑨
※商業地区は一階部分の壁面後退（門塀・垣柵等も後退）⑨
 - ・サブプロムナード（5m）
現況道路中心から2.5mの壁面後退（門塀・垣柵等も後退）⑨
※商業地区は一階部分の壁面後退（門塀・垣柵等も後退）⑨
 - ・広場

⑨ 門塀・垣柵等は、可能な限り後退するよう努めてください

区民街づくり協定について

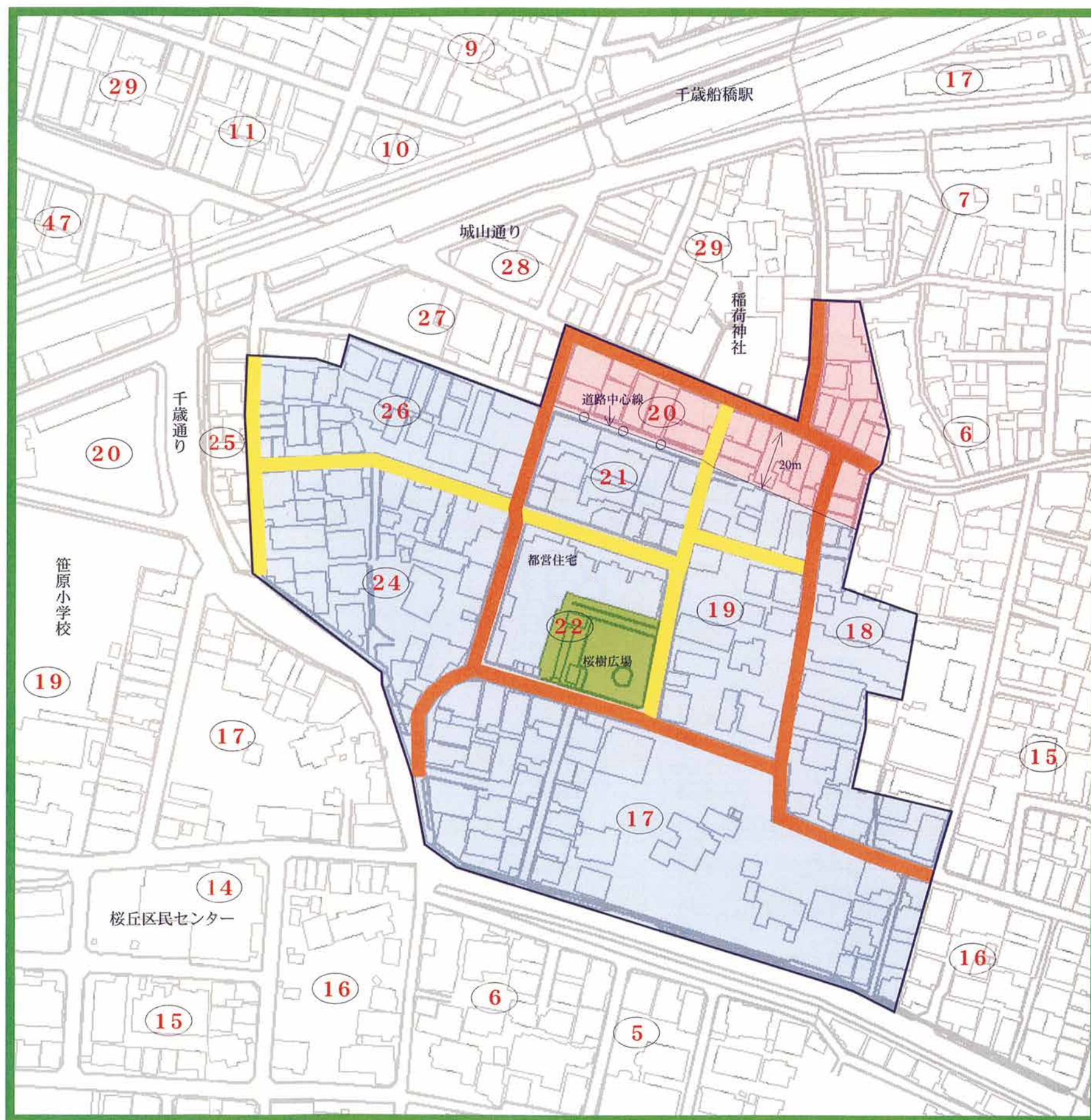
桜丘二丁目西地区地区街づくり計画区域内には、次の二つの「区民街づくり協定」があります。

- ・桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定
- ・桜丘2丁目18番周辺街区街づくり協定

この二つの協定は、地域の皆様が良好な環境を自主的に保全し、又は創出することを目的とした、任意の協力による地域の街づくりに関する取決めです。

詳しくは、リーフレット「桜丘二丁目の区民街づくり協定のご案内」をご覧ください。

桜丘二丁目西地区 地区街づくり計画 計画図



「桜丘二丁目西地区」地区街づくり計画のあゆみ

「桜丘二丁目西地区」地区街づくり計画は、平成3年7月に建設省（現：国土交通省）の街なみ環境整備事業制度に基づき策定した街なみ整備方針を、平成7年4月に、世田谷区街づくり条例の改正に伴い地区街づくり計画として位置付けたものです。

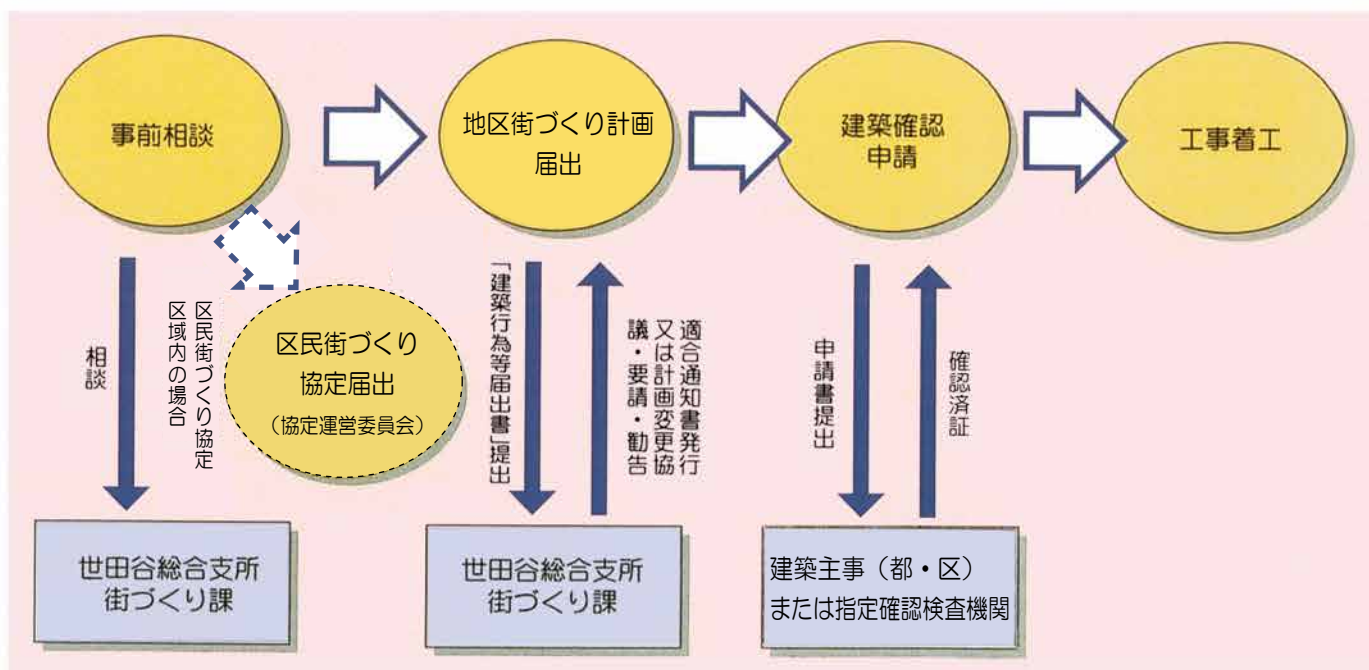
以来、地区街づくり計画に基づいて街づくりをすすめてきましたが、「千歳船橋駅周辺地区」地区街づくり計画の策定に伴い区域を一部変更し、平成13年8月から、現在の計画区域となっています。

届け出が必要な行為

次の行為に着手する日の30日前までに、届け出が必要です。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築または工作物の建設
- (3) 建設物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態または意匠の変更

事前相談から工事着工までの流れ



相談・届出窓口

世田谷区世田谷総合支所街づくり課

世田谷区世田谷4-21-27 東棟4階
電話：03-5432-2872